

千葉県農林水産部森林課の森林土木資材単価の公開に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、農林水産部森林課の森林土木資材単価を公開し、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政の公正な運営の確保と県民参加による行政の一層の推進を図ることを目的とし、森林土木資材単価の公開に関し、必要な事項を定める。

(公開の内容)

第2条 農林水産部森林課の森林土木資材単価とし、千葉県が市場取引価格の実態調査を実施し、その結果を基に設定した単価及び、千葉県が見積りにより設定した単価とする。
なお、(財)建設物価調査会及び(財)経済調査会から市販されている「月間建設物価」及び「月間積算資料」を基に設定した単価は、単価欄に資料の該当号数を記載する。

(公開の方法等)

第3条 公開の方法は、閲覧及びホームページ掲載により行うものとし、内容は次項のとおりとする。

2 文書館における公開方法等は、次のとおりとする。

- (1) 文書館における公開方法等は、文書館に関する条例、規則及び要綱による。
- (2) コピーサービスは千葉県文書館のみで行う。

3 農林水産部各機関における、閲覧により公開する方法等は次のとおりとする。

- (1) 閲覧場所は、農林水産部森林課、北部林業事務所、中部林業事務所、南部林業事務所とする。
- (2) 閲覧しようとする者に対しては、閲覧申請簿（別記様式）に必要な事項を記載させ、各機関の担当者の承認を得て行う。
- (3) 公開する期間は、森林土木資材単価の改定日から1年間とし、公開時間は、原則として各機関の開庁時間（本庁及び出先機関の執務時間に関する規則による）とする。
- (4) 公開する森林土木資材単価の管理及び保管は、各機関の長が指名した職員が行うものとする。
- (5) 公開する森林土木資材単価は、閲覧所の外部へ持ち出させてはならない。
- (6) 各機関とも、森林土木資材単価の内容について、電話等による問い合わせには応じないものとする。

4 ホームページによる公開方法等は次のとおりとする。

- (1) ホームページへの掲載時期は、森林土木資材単価の改定後、速やかに公開するものとする。
- (2) ホームページへの情報掲載については、報道広報課の定める千葉県ホームページ運営要領の定めによる。
- (3) 掲載期間は、森林土木資材単価の改定日から1年間とする。

(その他)

第4条 本要領は、ホームページに掲載して公開するものとする。

附則

(施行期日)

この要領は、平成18年 4月 3日から施行する。

この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成28年 8月 1日から施行する。

